



佐賀県公報

平成18年
3月6日
(月曜日)
第12725号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 道路の区域の決定 (二二九・道路課) 一
- 道路の供用開始 (一三〇・〃) 一
- 公 告
- 佐賀県国民保護計画の公表 (消防防災課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一
- 〃 (〃) 一

○ 告 示

◎佐賀県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月六日から平成十八年四月五日まで佐賀県交通部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	幅員 メートル
県道 嬉野下宿塩田線	嬉野市嬉野町大字下宿字一本栗 甲一九八三番地先から 嬉野市嬉野町大字下宿字一本栗 甲一四七五番一地先まで	八八・四 、 九・七
	前	延長 メートル 一、〇四七・三

◎佐賀県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月六日から平成十八年四月五日まで佐賀県交通部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 鷹島肥前線	唐津市肥前町星賀字鋤ノ谷甲二二五三番八地先から 唐津市肥前町星賀字辰入甲二二七二番九地先まで	平成一八・三・六

○ 公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第34条第1項の規定により、佐賀県国民保護計画を作成したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を佐賀県統括本部消防防災課に備えていて閲覧に供するとともに、「佐賀県の国民保護に関するホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kurashi_anzen/kokuminhogo/)」に掲載する。) 平成18年3月6日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年4月24日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提

供窓口) において縦覧に供する。

平成18年3月6日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人歩夢

(2) 代表者の氏名 古賀富美子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀三本松7471番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする状態にならないよう、健康維持・増進への事業を行うことで、地域住民がどのような状況においても、住みなれた環境でその人らしく暮らしていけるための社会づくりを支援し、健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年5月22日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年3月6日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人たらふく館

(2) 代表者の氏名 川下 廣海

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県藤津郡太良町大字伊福甲2109番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、多良岳山麓と豊かな海有明海に根ざした物産を通して、安心安全な生活提案や、都市と農村の生活と文化交流の発展を図り、地域産業、文化の総合的発展を推進する事業を行い、もって公益の増進に寄与する事を目的とする。